



八女地区障害者地域生活支援拠点センター すいれん

<八女地区障害者地域生活支援拠点センターとは>

八女市・筑後市・広川町が一体となり、障がいのある方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援体制を整えるセンターです。

*センターには、「総合コーディネーター」を配置しています。

すいれんの機能

① 相談（要支援者の把握と事前登録）

緊急時の支援が必要な障がい者（要支援者）などを地域の相談支援事業所等と協力して、事前に把握・登録し、介護者不在時や障がい特性に起因して生じる緊急事態に備えるため、緊急一時的な宿泊事業登録施設と受け入れに関する必要な情報を共有し、常時の連絡体制を確保します。

② 緊急時の受け入れ・対応（緊急一時的な宿泊事業の利用調整）

介護者の急な不在や障がい特性に起因して生じた緊急事態などのやむを得ない理由により、居宅での介護を受けることが出来ず、一時的に在宅生活を送ることが困難になった障がい者などで、短期入所の受け入れ先が確保できない場合、24時間365日緊急連絡窓口となり、緊急一時的な宿泊事業（市町村補助事業）を利用するための調整を行います。

利用日数：最大5日間、利用料：食費などを実費負担、受け入れ先：緊急一時的な宿泊事業登録施設

③ 体験の機会・場（一人暮らし自立体験ルーム運営）

家族と同居中、精神科病院入院中、グループホーム・入所施設利用中など、将来一人暮らしを希望する障がい者に、常時連絡体制を整えた「一人暮らし自立体験ルーム」を提供します。一人で暮らすイメージづくりを行い、今後の生活設計を考える機会にしています。

利用料：1,500円/日（光熱水費、備品代込み） 利用日数：延べ50日間/年

場所：八女市高塚の民間アパート（1室1DK）

④ 専門的人材の確保・養成（バックアップ研修会）

行動障がい・医療的ケア・複合的な課題を抱えている方など、対応が難しいケースに相談しやすく、しっかりと対応できる高度な専門性を持つ相談支援体制を整えるために、バックアップ研修を企画実施し、地域の福祉力の向上を図ります。

⑤ 地域の体制づくり（拠点検証・検討委員会の事務局）

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築を行うため、「拠点検証・検討委員会」を定期開催し、拠点機能の充実と面的整備を促進し、地域の支援体制の構築に取り組みます。

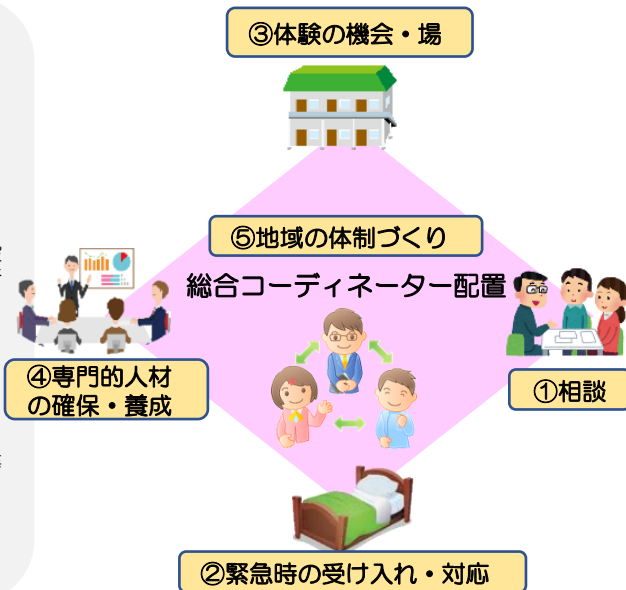


八女地区の地域生活支援拠点等イメージ図 ～平成 30年4月設置 面的整備～

社会福祉法人の施設空床を活用した緊急受け入れ、基幹相談支援センターの相談機能を活用した面的整備
常勤コーディネーターを配置し、緊急時対応や地域移行の仕組みなど、重層的な支援体制を構築

拠点機能を担える機関

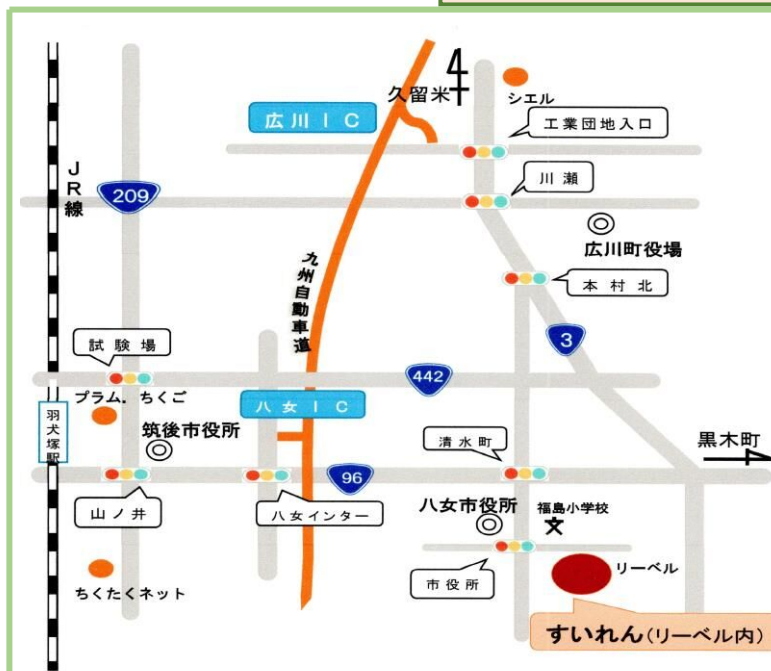
- ①相談
 - ・特定相談支援事業所
 - ・障害児相談支援事業所
 - ・基幹・委託相談支援事業所
- ②緊急時の受け入れ・対応
 - ・緊急一時的な宿泊事業の登録施設
 - ・短期入所事業所、居宅介護事業所
 - ・地域定着相談支援事業所
- ③体験の機会・場
 - ・地域移行支援事業所
- ④専門的人材の確保・養成
 - ・地域自立支援協議会の研修機能等
- ⑤地域の体制づくり
 - ・地域自立支援協議会のネットワーク機能等



すいれんの役割

- ①相談
 - ・要支援者の把握・登録
 - ・地域移行希望者の把握、地域移行支援の実施
- ②緊急時の受け入れ・対応
 - ・24時間365日の緊急相談受付・対応
 - ・緊急一時的な宿泊事業の利用調整
- ③体験の機会・場
 - ・一人暮らし体験ルームの運営（民間アパートを活用）
- ④専門的人材の確保・養成
 - ・バックアップ研修の企画・実施
- ⑤地域の体制づくり
 - ・拠点機能充実に向けた体制づくり
 - ・拠点検証・検討委員会の運営

アクセス・問い合わせ



◎開所時間

8:30～17:15

◎閉所日

土曜日・日曜日・祝日

**緊急一時的な宿泊事業の相談は、
24時間365日相談受け付ます。**

*営業時間外は、外部業者に電話転送され、受け付けています。

◎対象者

八女市、筑后市、広川町に在住する障がいのある方、または受給者証による支給決定のある方

〒834-0031 福岡県八女市本町17番地2

TEL: 0943 (30) 3110

FAX: 0943 (30) 3101

E-mail: suiiren.yame@kind.ocn.ne.jp

NPO法人 リーベル、社会福祉法人 上横山福祉会

八女地区障害者地域生活支援拠点センター

すいれん

